

新宿滞水池計画に於ける市民参加条例運用についての陳情

平成24年8月28日

逗子市議会議長

真下政次 殿

日頃、市制へのご尽力誠に有難うございます。

新宿滞水池計画の過程における市民参加条例の運用について、計画地周辺の住民と勉強会を重ねた結果、私は以下の見解を持つに至りました。

① 参加条例第7条1項『参加条例の対象事項』

今回の計画は、同項(4)号に該当する。またこれは第6条1項、及び2項の主旨からも今回計画には、積極的な参加条例の運用が図られるべきはずであった。

② 参加条例第7条3項『市民参加制度審査会への諮問義務』

今回の計画は、この義務を怠った。市長は住民との対話集会で『計画は参加条例の対象外』と説明されたが、前例からしてこの判断も市長独断ではなく審査会に諮るべきである。この諮問も今回行っていない。

③ 参加条例第9条『パブリックコメントの実施義務』

行政の①、②に対する理解不足から、第9条の実施を怠った。又、このことにより、計画自体に大きな不利益を生じさせる危険がある。複数市民より専門的見解が多数提示されている。その内容は、説明会等での議論のみでは殆ど理解し難く、書面によるパブリックコメント、若しくはワークショップと言った手法により初めて理解が得られるものである。

市民の英知をも結集させ、『市民の望む豊かで住みやすいまちを目指すことを目的とする(第1条)』参加条例において、第9条のパブリックコメントを特に重視していることは、この幅広い知見を汲み取り市制に反映させる意図であることは言うまでも無い。

以上①～③の通り、今回の計画段階で参加条例を運用しなかったことは、条例違反である可能性は濃く、遅れ馳せながら審査会に諮問し、最低でもパブリックコメントの実施とワークショップ数回の開催を行政は行うべきと考える。

先ずは、参加条例が運用されなかったことの是非を貴議会でもご審議頂き、それを踏まえて今後どのような条例対応(条例外の事後対応も含め)を行政が行うべきかを正して頂きたく、陳情申し上げます。

逗子市新宿 1-2-3-421

氏名 白澤 勝冲

外 4名

